計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲
基本施策1 生きることの促進要因への支援					
1 - 1. 居場所づくり、生きがいづくりの支援	地域活動支援センター運営事業の実施:障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動、創作活動等の機会や社会交流の機会の場を提供します。	P.26	福祉子ども部	障がい福祉課	
	ソーシャルクラブ「つぼみの会」の実施:回復途上にある精神障がい者を対象に、創作活動や話合い、スポーツや各種レクリエーションなどのグループ活動を通じて、対人関係能力などの社会性の向上を図り、社会復帰への支援を行います。	P.26	健康推進部	保健相談センター	
	地域子育て支援センター事業の実施:子育て総合支援センターを中心として子育てを支援する体制を整えます。乳幼児とその保護者が交流できる場や子育てに関する情報を提供し、子育ての悩みや不安に対する相談等を行うとともに、支援が必要な家庭の早期発見・対応に繋げます。	P.26	福祉子ども部	子育て応援課	
	子育て応援事業の実施:公民館等を活用し、妊婦並びに乳幼児とその保護者を対象とした 子育て広場を開設している子育て応援隊の活動を支援し、市民との協働による子育て応援 を推進します。	P.26	福祉子ども部	子育て応援課	
	ひとり親家庭等の自立支援の促進:ひとり親の母・父の自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談から就労に向けた助言など、ひとり親家庭の母・父に寄り添った支援を行います。	P.26	福祉子ども部	子育て応援課	
	老人クラブ支援事業の推進:地域単位の老人クラブに対し、活動費等の支援を行うこと で、高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進します。	P.27	健康推進部	長寿いきがい課	
	くりくり元気体操の推進:高齢者を対象とする、くりくり元気体操グループの活動支援を 行うことで、健康増進や地域交流の機会を提供します。	P.27	健康推進部	長寿いきがい課	
	放課後子ども教室の推進:小学校又は義務教育学校の6年生までを対象に、放課後の学校を安全・安心な活動拠点とし、地域の市民が指導者となって、スポーツ・文化活動、異学年交流等を行うことにより、学校・地域・家庭が連携して、子どもの健全育成に取り組みます。	P.27	教育部	生涯学習課	
	教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援の実施:カウンセリングを始め、集団生活への適応に向けた活動(創作活動・体験活動) や学校復帰に向けた指導を行い、不登校児童生徒の社会的な自立や自己肯定感の向上を図ります。	P.27	教育部	学校教育課	
	生活困窮者自立支援制度における学習支援の実施:生活困窮世帯の中学生·義務教育学校7年生から9年生まで、高校生を対象に、学習教室による学習支援や居場所づくり、進学に関する支援等を行います。	P.27	福祉子ども部	生活福祉課	
	ひ・まわり探検隊事業の実施:子どもたちの郷土愛の醸成と心身の健やかな成長を目的として、市内の歴史や文化を学ぶクイズラリーなど様々な体験の場を提供します。また、体験教室では公民館サークル、市民講師、企業、高等学校、大学等の関係者が講師となり、世代間交流の促進を図ります。	P.27	教育部	生涯学習課	
	社会体験活動の実施:中学校1年生や義務教育学校7年生を対象とした社会体験活動(職場体験)を実施し、職業観の醸成や将来的なキャリア形成など、生徒の進路選択に関する意識や自己肯定感の向上を図ります。	P.27	教育部	学校教育課	
	子どもの貧困対策推進事業の実施:食の支援を必要とする子育て世帯に対して、市民や企業などから寄付していただいた食料品や日用品を提供することで、経済的負担の軽減に関し定期的な支援を行います。	P.27	福祉子ども部	生活福祉課	
	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス給付事業の推進:障がい者(児)の抱える様々な困難について、在宅福祉サービス及び通所での支援などの提供により適切な支援に繋がるよう支援します。	P.27	福祉子ども部	障がい福祉課	
	家族交流会等の実施:病気や様々な生きづらさ等について同じ悩みを抱えた当事者やその 家族が交流する機会の提供を通して、相互支援や学び合い、社会とのつながりなど孤独の 軽減を図ります。	P.28	健康推進部	保健相談センター	

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲
1 - 2. 遺された人への支援	自殺で大切な人を亡くした自死遺族等は孤立しやすいことから、電話や面接、訪問等により、自死遺族の相談に応じ、また、安心して語り、気持ちを分かち合うことができる遺族 会等の情報提供を行います。	P.28	健康推進部	保健相談センター	
1 - 3. ひきこもりへの支援の充実	ひきこもりの状態にある人や、その家族の相談できる機関を周知するとともに、相談 員の資質向上に努めます。また関係機関と連携し、ひきこもり支援の充実を図ります。	P.28	福祉子ども部	生活福祉課	
	東の東京門上に分のよう。 67に内下版内で建設 50、0 C C 0 7人版の元代と四)50)。	P.34	健康推進部	保健相談センター	
基本施策2 地域におけるネットワークの強化					
	自殺対策推進連絡会」の運営:行政、関係機関、民間団体等で構成する連絡会で、自殺対 策に関わる情報交換等を行い、連携の強化を図ります。	P.28	健康推進部	保健相談センター	
2-1. 地域におけるネットワークの強化	既存の各種協議会等との連携:青少年問題·いじめ問題対策連絡協議会や障がい者地域総合支援協議会、要援護高齢者等支援ネットワーク、要保護児童対策地域協議会等の既存の	P.28		各種協議体等担当課	
	ネットワークを活用し、自殺対策に関する連携の強化を図ります。 	1.20	健康推進部	保健相談センター	
2-2. 特定問題に関する連携・ネットワークの強化	低所得者自立支援事業(生活保護)と生活困窮者自立支援事業との連携強化:自殺対策と 生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関 が連携して支援します。	P.28	福祉子ども部	生活福祉課	
基本施策3 自殺対策を支える人材の育成					
3 - 1. 様々な職種を対象とする研修	① 市職員を対象としたゲートキーパー養成講座の開催:窓口における相談業務等の際、自殺のリスクを抱えた市民を早期発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するた	P.29	総務部	総務課	
	め、全職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	P.29	健康推進部	保健相談センター	
	② 関係機関等を対象としたゲートキーパー養成講座:保健、医療、福祉、教育、労働など、様々な分野において相談支援等を行う支援者に対し、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	P.29	健康推進部	保健相談センター	
3-2. 市民を対象とする研修	身近な地域で、支え手となるゲートキーパーの養成講座を市民向けに実施します。また日頃から見守り活動等に尽力している民生・児童委員やボランティア活動者等に対してもゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進めます。	P.29	健康推進部	保健相談センター	
基本施策4 市民への啓発と周知					
4 - 1. リーフレット・啓発グッズ等の作成と周知	自殺対策に関するリーフレット等の配布:こころの健康や自殺に関する正しい知識の普及のため、様々な場所や機会を通じてリーフレットや啓発グッズ等を配布し、啓発と周知を 行います。	P.30	健康推進部	保健相談センター	
	図書館における啓発用企画展示の実施:自殺対策強化月間(3月)等に合わせて、図書館内にこころの健康図書など自殺対策に関連する本を展示し、普及啓発を行います。	P.30	教育部	生涯学習課	
	薬物乱用防止等非行防止啓発活動の実施:市内中学校及び義務教育学校、高校の校門前で、 生徒の登校時間に合わせてリーフレット、ポケットティッシュを配布しながら、薬物乱用防 止・いじめ防止・非行防止等の啓発を行います。	P.30	教育部	生涯学習課	
	市民向け講演会等の開催:自殺の現状を含めた正しい知識の普及のため、市民向けの自殺		教育部 生涯学習課	生涯学習課	
	対策に関する講演会等を開催します。	P.30	健康推進部	保健相談センター	

計画における項目	実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲
4-2. 市民向け講演会・イベント等の開催	健幸まつり等で自殺対策やメンタルヘルスに関する普及啓発コーナーを設置します。	P.30	健康推進部	保健相談センター	
	③ 人権啓発研修会等の開催:子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人等への人権侵害、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティなどの様々な人権問題をテーマとした研修会等を実施することで、人権問題について考える機会を設けます。これらの研修会等を通じて、自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。	P.30	総務部	総務課	
		P.30	教育部	生涯学習課	
4-3. 広報媒体等を活用した啓発の実施	自殺対策強化月間(3月)や自殺予防週間(9月)等に合わせて、市の広報紙やホームページに自殺対策関連の情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。	P.30	健康推進部	保健相談センター	
基本施策 5 相談支援体制の整備					
5-1. 関係相談窓口の強化・周知及び連携の推進	関係相談窓口の強化、周知及び連携の推進 健康、生活困窮、子育て、教育、介護などの各種相談窓口を強化するとともに、生活にお ける様々な悩みや困難を抱えた人が、確実に相談窓口の情報を得られるよう周知の工夫を します。また、適切な関係機関へつなぐことができるよう、関係相談窓口間の連携を推進 します。	P.31		各種相談事業担当課	
5 - 2. 子育てに関する相談支援の充実	子育て利用者支援事業の実施:保護者からの相談や必要な助言、子育て情報の提供等を、 関係機関と連携し、身近な場所で切れ目なく行います。	P32 P35	福祉子ども部	子育て応援課	
	発達に関する育児相談事業の実施:心身の発達が緩やかな幼児の保護者や育児に不安を抱えている保護者を対象に、子どもの育ちに応じた相談を受け、親支援のための研修会を開催するなど、発達支援を総合的に行います。	P32 P35	福祉子ども部	子育て応援課	
	こども家庭センターの運営:子どもを育てる保護者などを対象に、家庭における子どもの養育に関連して	P32 P35	福祉子ども部	子育て応援課	
	発生する諸問題の解決を図るため、家庭児童相談員等が相談支援を行います。	P32 P35	健康推進部	保健相談センター	
	ひとり親ふらっと相談の実施:ひとり親の家庭が抱える諸問題について、相談に対応します。	P32 P35	福祉子ども部	子育て応援課	
	伴走型相談支援・母子保健利用者支援事業の実施:子育て家庭に寄り添い、必要に応じて面談や情報発信を行い、必要な社会資源につなげることで、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援します。 また、新生児訪問等を通して、産後うつ等の早期発見・早期介入ができるよう寄り添った支援を行います。	P.32	健康推進部	保健相談センター	
5-2. 総合相談支援体制づくりの推進	多様化する社会の中で、生活における様々な困難や悩みも複雑化・複合化しています。健康、子育て、介護、障がい、生活困窮などの生活における課題に、適切に対応するため、総合相談支援体制づくりを推進します。	P.32	福祉子ども部	生活福祉課	

計画における項目	実施内容	計画 書 ページ	担当部署	担当課	再掲
基本施策6 こころの健康づくりの推進					
6 - 1. こころの健康に関する正しい知識の普及啓発	こころの健康に関する正しい知識の普及啓発 自分らしく、生き生きとした生活を送るためには、身体の健康保持だけでなく、こころの 健康保持も大切です。こころの健康保持ができるよう、講演会、イベント、出前講座等を	P.32	健康推進部	保健相談センター	
	通して、うつ病等の精神疾患の正しい知識やストレスの対処法、睡眠の重要性等について 普及啓発に取り組みます。 	1.02	教育部	生涯学習課	
6-2. 相談体制の整備	精神科医による「こころの健康相談」の実施:こころの健康について不安がある人及びその家族に対して精神科医による健康相談を実施し、早期支援体制の強化を図ります	P.33	健康推進部	保健相談センター	
	こころの健康に関する相談の実施:こころの悩みに関して、精神保健福祉士や保健師が面接・訪問・電話による相談支援を随時行うとともに、保健所や医療機関等の関係機関との連携を図ります	P.33	健康推進部	保健相談センター	

計画における項目	実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲
計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲
重点施策1 子ども・若者への支援の強化		•			
1 - 1. 808の出し方に関する教育の実施	児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育について、教材の配布、教職員の資質向上の ための研修など、国の動向等を踏まえ、取り組んでいきます。	P.34	教育部 健康推進部	学校教育課 保健相談センター	
	教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援の実施:カウンセリングを始め、集団 生活への適応に向けた活動(創作活動・体験活動)や学校復帰に向けた指導を行い、不登 校児童生徒の社会的な自立や自己肯定感の向上を図ります。	P.34	教育部	学校教育課	
	教育相談員による相談・支援の実施:友達関係や進路など学校生活に関する悩みを抱える 児童生徒から相談を受け、相談内容に応じたカウンセリングや助言等必要な支援を行いま す。	P.34	教育部	学校教育課	
	引きこもりや不登校を始め、学校生活に悩みを抱える児童生徒の身近な相談窓口として、 各学校にふれあい相談員を配置します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャ ルワーカーが各学校を巡回し、ふれあい相談員や教職員などと連携しながら、必要な相 談・支援を行います。	P.34	教育部	学校教育課	
1-2. 相談窓口の充実			福祉子ども部		
	マングケアラー、子育て、教育その他の若者の抱えやすい課題に着目した学生などへの相 談体制を充実し、支援策や相談窓口の情報を分かりやすく発信します。	P.34	福祉子ども部 教育部	<u> 子育て応援課</u> 学校教育課	
	談体前を光美し、文援家や相談芯口の情報を力がすやすく先信しよす。		健康推進部	<u> 子饺钗目誌</u> 保健相談センター	+
	就学に関する相談・支援の実施:特別な支援を必要とする児童生徒や就学予定児童のより 良い就学について、保護者からの相談を受け、検査や面談など必要な支援を行います。	P.34	教育部	学校教育課	
	心身の健康観察の推進:学習用タブレット端末等を活用して、児童生徒のこころや体調の変化を把握し、メンタルヘルスの悪化や児童生徒が発するSOSを早期に発見し、必要な相談・支援を行います。	P.34	教育部	学校教育課	
1-3. いじめ対策の実施	いじめの予防や早期発見・早期解消に向けたいじめ問題専門委員会を実施します。また、 子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるように、いじめ等の問題についても相談体 制を充実させ、子どもたちの不安や悩み、精神的な負担の軽減を図ります。	P.34	教育部	学校教育課	
1 - 4. 命を学ぶ機会の提供	学校の授業の中で、人の生命の大切さや尊厳について、多面的・多角的に考える活動を行います。	P.34	教育部	学校教育課	
1 - 5. 薬物乱用防止等非行防止啓発活動の実施	市内中学校、義務教育学校、高等学校の校門前で、生徒の登校時間に合わせてリーフレット、ポケットティッシュを配布し、薬物乱用防止・いじめ防止・非行防止等の啓発を行います。	P.34	教育部	生涯学習課	
1 - 6. ひきこもりへの支援の充実	ひきこもりの状態にある人やその家族の相談できる機関を周知するとともに、相談員の資	P.28 P.34	福祉子ども部		再掲
	質向上に努めます。また、関係機関と連携し、ひきこもり支援の充実を図ります。	P.34	健康推進部	保健相談センター	再掲
	子育て利用者支援事業の実施:保護者からの相談や必要な助言、子育て情報の提供等を、 関係機関と連携し、身近な場所で妊産婦や乳幼児に切れ目なく支援を行います。 	P32 P35	福祉子ども部	子育て応援課	再掲
	発達に関する育児相談事業の実施:心身の発達が緩やかな幼児の保護者や育児に不安を抱えている保護者を対象に、子どもの育ちに応じた相談を受け、親支援のための研修会を開催するなど、発達支援を総合的に行います。	P32 P35	福祉子ども部	子育て応援課	再掲
	こども家庭センターの運営:子どもを育てる保護者などを対象に、家庭における子どもの養育 に関連して発生する諸問題の解決を図るため、家庭児童相談員等が相談支援を行います。	P32 P35	福祉子ども部	子育て応援課	再掲
1 - 7. 子育て支援の充実	伴走型相談支援・母子保健利用者支援事業の実施:子育て家庭に寄り添い、必要に応じて面談や情報発信を行い、必要な社会資源につなげることで、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援します。 また、新生児訪問等を通して、産後うつ等の早期発見・早期介入ができるよう寄り添った支援を行います。	P32 P35	健康推進部	保健相談センター	再掲

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲
	母子及び父子家庭自立支援事業の実施:ひとり親家庭が抱える様々な課題に対し、総合的な相談支援の充実を図るための母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、就労の際に有利となる資格の取得に向けた支援を行う。	P35	福祉子ども部	子育て応援課	
	子育て応援ギフトの提供:子を出生した家庭に対して、家庭児童相談員が訪問し、支援品 を支給するとともに、産後の母子の様子をうかがい、育児の相談先や相談員の紹介等を行 います。	P35	福祉子ども部	子育て応援課	
重点施策2 生活困窮者の自殺対策の推進					
	市の広報紙やホームページなど、各種媒体を活用した情報の周知を行います。また、出前 相談を実施し、身近な場所において相談窓口を開設することで生活における困り事や不安 の相談ができる機会の充実を図ります。	P.36	福祉子ども部	生活福祉課	
	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、個人の状況 に合わせた包括的かつ継続的な支援(自立相談支援事業就労準備支援事業、家計改善支援 事業、住居確保給付金の支給等)を行います。また、生活困窮者世帯を対象に子どもの学 習支援を実施し、貧困の連鎖を止めるよう支援します。	P.36	福祉子ども部	生活福祉課	
	生活の不安定な世帯に対して、緊急・一時的な資金を必要としたときに「暮らしの資金」 の貸し付けを行うことにより、経済的自立を助長し、生活の安定促進を図ります。	P.36	福祉子ども部	生活福祉課	
	経済的に困窮している人に対して、生活保護法に基づく保護を開始し、自立・安定就労に向けて、ケースワーカーや就労支援員による訪問活動・相談活動を行うとともに、関係機関との連携により支援を行います。	P.36	福祉子ども部	生活福祉課	
2-5. 消費生活相談の実施	多重債務や多額の借金等での経済的な負担による悩みがある人の相談を受け、法律相談などの対処法を助言し、解決の糸口を見出だすための支援を行います。	P.36	福祉子ども部	生活福祉課	
重点施策3 勤務問題に関わる自殺対策の推進					
	労働相談事業の実施:勤労者及び事業主を対象に、社会保険労務士の相談員が労働条件や労働環境に関する問題や悩みなどを解決するための相談を実施します。	P.37	市民生活部	産業振興課	
	就労支援事業の実施:内職相談を実施し、様々な事情により通いでの就労が困難 な人に就業の機会を斡旋します。 (産業振興課)	P.37	市民生活部	産業振興課	
3-1. 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の	中小企業事業資金融資事務の実施:中小企業者に対して資金融資に関する事務を行う中で、経営者の困りごとについての状況把握に努め、必要に応じて関連窓口につなぎます。	P.37	市民生活部	産業振興課	
	商工振興活動団体支援事務の実施:経営指導員による巡回指導や専門指導員による商店:工場の診断等を行う経営改善普及事業をはじめ、勤務問題による自殺のリスク低減に向けた経営改善などの総合的な地域振興を図るための各種支援を推進します。	P.37	市民生活部	産業振興課	
	創業支援事業の実施:創創業者や創業希望者からの相談を受け、新たに創業する人に対し て補助金交付などの支援を行います。	P.37	市民生活部	産業振興課	
	メンタルヘルスに関するリーフレット等の配布	P.37	健康推進部	保健相談センター	
3-3. 母子及び父子家庭自立支援事業の実施	ひとり親家庭が抱える様々な課題に対し、総合的な相談支援の充実を図るための母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、就労の際に有利となる資格の取得に向けた支援を行います。	P.35 P.37	健康推進部	保健相談センター	再掲
3-2. 働く世代の健康やメンタルヘルスの正しい理解の普及	生活習慣病や勤労者向けのメンタルヘルスについて、正しい知識の普及啓発を行い、早期 相談・早期受診などを促進します。	P.37	健康推進部	保健相談センター	